



(参考 2)

雇児母発 1012002 号

平成 16 年 10 月 12 日

各 都道府県 } 母子保健主管部 (局) 長殿
保健所設置市 }

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課



妊娠 4 か月(12週)未満の中絶胎児の取扱いに関する調査結果等について

標記については、平成 16 年 7 月 26 日付事務連絡により医療・衛生行政担当課 (室) 及び廃棄物行政担当課 (室) あて依頼したところですが、別紙 1 のとおり、調査結果がまとまりましたので送付します。

中絶胎児については、妊娠 4 か月(12週)未満であっても、社会通念上、丁重に取り扱うことが必要であることから、今後、妊娠 4 か月(12週)未満の中絶胎児の取扱いについては、今回の調査により明らかとなった、以下の (1) から (3) の各自治体における取扱いを参考として、管下市町村への周知指導等を含め適切な対応をしていただくようお願いします。また、すでに条例を定めている自治体においても、その適切な運用に努められるようお願いします。

- (1) 胞衣・産汚物に係る条例を定め、この条例により許可を得た収集処理業者が、医療機関から妊娠 4 か月(12週)未満の中絶胎児を廃棄物とは別に収集し、許可を受けた処理場で焼却する
- (2) 胞衣・産汚物に係る条例を定め、この条例により許可を得た収集業者が妊娠 4 か月(12週)未満の中絶胎児を収集し、火葬場で焼却する。又は、この条例により医療機関が火葬場で焼却する
- (3) 市町村の指導等により、医療機関が妊娠 4 か月(12週)未満の中絶胎児を火葬場で焼却する

なお、本通知の写しについては日本医師会会長、日本産婦人科医会会長、日本産科婦人科学会会長あて発出していることを申し添えます。

また、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室長から別紙2のとおり各都道府県・各保健所設置市の廃棄物行政主管部（局）長あて通知されておりますので、併せて送付します。

この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

妊娠4か月（12週）未満の中絶胎児の取扱いに関するアンケート調査結果

I. アンケート調査の概要

1. 調査期間

平成16年7月26日（月）～8月20日（金）の4週間

2. 調査先

都道府県及び保健所設置市（合計104）

3. 調査内容

設問1 妊娠4か月（12週）未満の中絶胎児の取扱いに関する条例の有無

設問2 妊娠4か月（12週）未満の中絶胎児の取扱いに関して、火葬場での焼却許可を与える制度の有無

設問3 妊娠4か月（12週）未満の中絶胎児を廃棄物処理業者が取り扱うことの有無

設問4 都道府県及び保健所設置市の廃棄物担当課による妊娠4か月（12週）未満の中絶胎児の取扱いに関する指導の有無

II. 調査結果の概要

(1) 中絶胎児に関する条例の有無

妊娠4か月（12週）未満の中絶胎児の取扱いに関する独自の条例を制定しているのは、7都道府県及び4保健所設置市と、全体の10.6%であった。

具体的な条例の内容としては、妊娠4か月（12週）未満の中絶胎児について、①許可を受けた収集処理業者による取扱いを定めたもの、②火葬場での取扱いを定めたものなどが見られた。

(2) 中絶胎児に関して火葬場での焼却許可を与える制度の有無

妊娠4か月（12週）未満の中絶胎児について、火葬場での焼却許可を与える制度をもつ市町村の有無を調査したところ、28道府県において1つ以上の市町村がこうした制度を有しており、また35保健所設置市において、こうした制度があった。

(3) 中絶胎児を廃棄物処理業者が取り扱うことの有無

廃棄物処理業者が、業務として妊娠4か月（12週）未満の中絶胎児を取り扱うことがあるのは、21県及び11保健所設置市と、全体の30.8%となっている。

(4) 廃棄物担当課による中絶胎児の取扱いに関する指導の有無

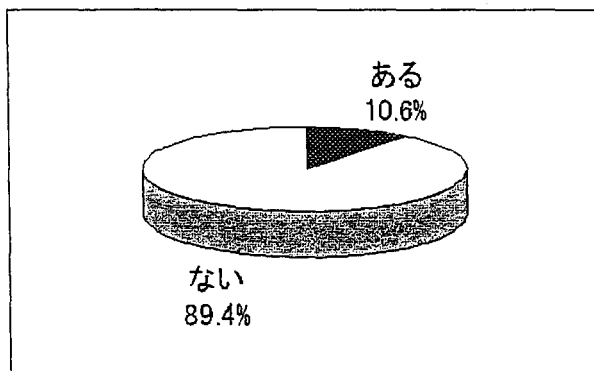
都道府県及び保健所設置市の廃棄物担当課により、妊娠4か月（12週）未満の中絶胎児の取扱いに関する指導がされているのは、3道県及び3保健所設置市と、全体の5.8%にとどまっている。

このうち、火葬場で取り扱うよう指導が行われている自治体は4か所、胞衣（えな）・産汚物等に係る条例に基づくよう指導が行われている自治体は2か所となっている。

妊娠4か月（12週）未満の中絶胎児の取扱いに関するアンケート調査結果

1. 妊娠4か月（12週）未満の中絶胎児の取扱いに関する独自の条例がある自治体

	全 体	内 訳	
		都道府県	保健所設置市
あ る	11 (10.6%)	7 (14.9%)	4 (7.0%)
な い	93 (89.4%)	40 (85.1%)	53 (93.0%)



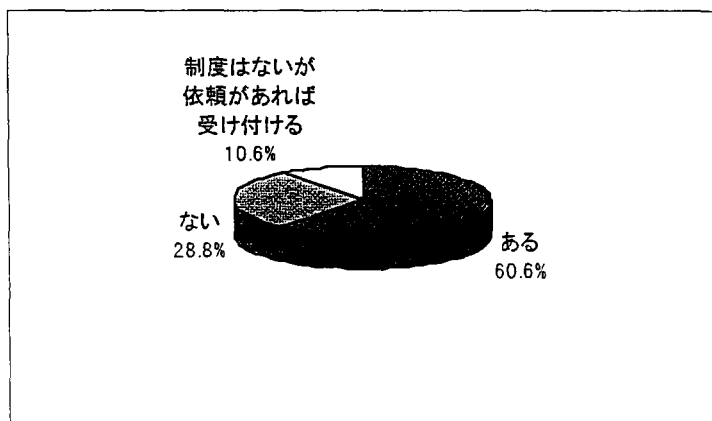
・「あ る」と回答のあった自治体における条例に基づく許可業者数

	全 体	内 訳	
		都道府県	保健所設置市
許可業者	123	122	1

2. 妊娠4か月（12週）未満の中絶胎児に関して、管内市町村で火葬場での焼却許可を与える制度をもつ都道府県数及び当該制度をもつ保健所設置市数

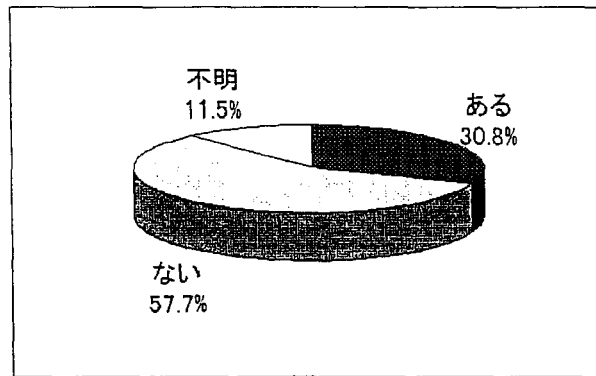
	全 体	内 訳	
		都道府県	保健所設置市
あ る	63(60.6%)	28 (59.6%)	35(61.4%)
な い	30(28.8%)	11 (23.4%)	19(33.3%)
制度はないが依頼があれば受け付ける	11(10.6%)	8 (17.0%)	3(5.3%)

※火葬場での焼却許可を与える制度をもつ市町村が1つ以上ある場合に「あ る」と集計した。



3. 妊娠4か月（12週）未満の中絶胎児を廃棄物処理業者が取り扱うことの有無

	全 体	内 訳	
		都道府県	保健所設置市
あ る	32 (30.8%)	21 (44.7%)	11 (19.3%)
な い	60 (57.7%)	21 (44.7%)	39 (68.4%)
不 明	12 (11.5%)	5 (10.6%)	7 (12.3%)



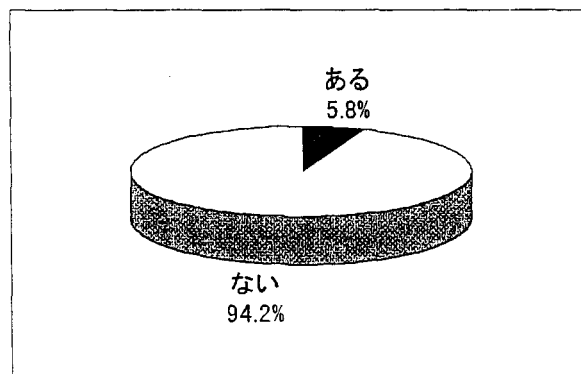
- ・「あ る」と回答のあった地方公共団体における妊娠4か月（12週）未満の中絶胎児を取り扱うことがある廃棄物処理業者数

	全 体	内 訳	
		都道府県	保健所設置市
収集運搬業者	87	62	25
処 分 業 者	20	16	4

4. 都道府県及び保健所設置市の廃棄物担当課による妊娠4か月（12週）未満の中絶胎児の取扱いに関する指導の有無

	全 体	内 訳	
		都道府県	保健所設置市
あ る	6 (5.8%)	3 (6.4%)	3 (5.3%)
な い	98 (94.2%)	44 (93.6%)	54 (94.7%)

- ・「あ る」の内訳
 - 火葬場で取り扱うよう指導 … 4件
(青森県内の1町、静岡県内の1町、静岡市、浜松市)
 - 胞衣、産汚物等に係る条例に基づくよう指導 … 2件
(北海道、横浜市)



都道府県	設問1. 妊娠4か月(12週)未満の中絶胎児に関して規定した条例がありますか。「ある」と回答された場合、条例で許可業者制度を採用しているときは、許可業者数を回答願います。		設問2. (1) 妊娠4か月(12週)未満の中絶胎児に関して、火葬場で焼却を行う許可を与える制度がありますか。(2) 管内の市町村で制度がありますか。(ここでは管内に火葬場での焼却許可を与える制度をもつ市町村が一つ以上ある場合は「○」、ない場合は「×」、制度はないが依頼があれば受け付けている市町村がある場合は「△」と集計した。)		
	条例	許可業者数	(1) 都道府県	(2) 管内市町村	特記事項
北海道	ある	39	ある	○	北海道胞衣及び産わい物処理条例 墓地埋葬法の許可を受けた火葬場は処理所とみなす
青森県	ない	—	ない	△	
岩手県	ない	—	ない	○	
宮城県	ない	—	ない	○	
秋田県	ない	—	ない	△	
山形県	ない	—	ない	○	
福島県	ない	—	ない	○	
茨城県	ない	—	ない	×	
栃木県	ない	—	ない	△	
群馬県	ない	—	ない	○	
埼玉県	ない	—	ない	○	
千葉県	ない	—	ない	○	
東京都	ある	6	ない	×	胞衣及び産汚物取締条例
神奈川県	ある	2	ない	△	えなその他出産に伴う産あい物処理業者条例
新潟県	ない	—	ない	○	
富山県	ない	—	ない	○	
石川県	ない	—	ない	○	
福井県	ない	—	ない	×	
山梨県	ない	—	ない	×	
長野県	ない	—	ない	△	
岐阜県	ない	—	ない	○	
静岡県	ない	—	ない	○	
愛知県	ない	—	ない	○	胞衣及び産汚物取締条例は定めているが、妊娠12週未満の中絶胎児に関する規定無し
三重県	ある	0	ない	○	胞衣其ノ他ノ産穢物取扱に関する件
滋賀県	ない	—	ない	○	
京都府	ある	1	ない	○	胞衣産汚物取締条例
大阪府	ある	47	ある	○	大阪府産汚物等取締条例
兵庫県	ある	27	ない	○	胞衣及び産汚物取締条例
奈良県	ない	—	ない	○	
和歌山県	ない	—	ない	○	
鳥取県	ない	—	ない	×	
島根県	ない	—	ない	△	
岡山県	ない	—	ない	△	
広島県	ない	—	ない	○	
山口県	ない	—	ない	○	
徳島県	ない	—	ない	×	
香川県	ない	—	ない	×	
愛媛県	ない	—	ない	○	
高知県	ない	—	ない	×	
福岡県	ない	—	ない	○	
佐賀県	ない	—	ない	○	
長崎県	ない	—	ない	△	
熊本県	ない	—	ない	○	
大分県	ない	—	ない	×	
宮崎県	ない	—	ない	○	
鹿児島県	ない	—	ない	×	
沖縄県	ない	—	ない	×	
集計	ある	7	許可業者数	2	○ 28
	ない	40		45	× 11
				122	△ 8

保健所設置市	設問1. 妊娠4か月(12週)未満の中絶胎児に関して規定した条例がありますか。「ある」と回答された場合、条例で許可業者制度を採用しているときは、許可業者数を回答願います。(ここでは、斎場条例等以外の条例を該当するものとしてあげ、斎場条例等は火葬場許可制度として、設問2に計上した。また、都道府県の条例を適用している自治体は、独自の条例はないと集計した。)		設問2. 妊娠4か月(12週)未満の中絶胎児に関して、火葬場で焼却を行う許可を与える制度がありますか。(ここでは、火葬場での焼却許可を与える制度がある場合は「○」、ない場合は「×」、制度はないが依頼があれば受け付けている場合は「△」と集計した。)	
	条例	許可業者数	火葬場許可制度	特記事項
旭川市	ない	—	○	人体の一部として火葬場で火葬する
札幌市	ない	—	○	札幌市火葬場条例
函館市	ない	—	○	函館市火葬場条例
小樽市	ない	—	○	北海道の条例を適用している
仙台市	ない	—	○	四肢・臓器・胎盤等は火葬場で焼却できる
秋田市	ない	—	△	制度はないが申請があれば受け付ける
郡山市	ない	—	×	—
いわき市	ない	—	○	いわき市火葬場条例
宇都宮市	ある	1	○	宇都宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
さいたま市	ない	—	○	さいたま市斎場条例
川越市	ない	—	△	制度はないが申請があれば受け付ける
千葉市	ない	—	×	—
船橋市	ない	—	×	—
横浜市	ない	—	×	—
川崎市	ない	—	×	神奈川県条例を適用している
横須賀市	ない	—	○	火葬場条例
相模原市	ない	—	△	父母からの申請があれば受け付ける
新潟市	ない	—	○	新潟市青山斎場条例
富山市	ない	—	○	富山市斎場条例、胞衣及び産汚物焼却場使用条例
金沢市	ない	—	○	金沢市斎場条例
長野市	ない	—	×	産汚物及び四肢・臓器等については火葬を許可している
岐阜市	ない	—	○	業者が収集し、岐阜市斎苑にて火葬
静岡市	ない	—	○	静岡市斎場条例
浜松市	ない	—	○	浜松市斎場会館条例
名古屋市	ない	—	○	名古屋市立霊園・斎場条例
豊田市	ない	—	×	—
豊橋市	ない	—	×	—
岡崎市	ない	—	×	—
京都市	ない	—	○	火葬場の使用料金を規定
大阪市	ある	0	×	大阪市胞衣汚物処理条例
堺市	ない	—	○	—
東大阪市	ない	—	×	—
高槻市	ある	0	○	高槻市産汚物等取締条例
神戸市	ない	—	○	神戸市立斎場条例
姫路市	ない	—	○	姫路市斎場条例
尼崎市	ない	—	○	尼崎市立弥生が丘斎場の設置及び管理に関する条例
西宮市	ある	0	○	西宮市胞衣汚物処理手数料条例、火葬場条例
奈良市	ない	—	×	—
和歌山市	ない	—	○	和歌山市斎場条例
岡山市	ない	—	○	岡山市営火葬場条例
倉敷市	ない	—	○	倉敷市葬祭条例
広島市	ない	—	○	火葬場条例
呉市	ない	—	○	呉市斎場条例
福山市	ない	—	×	—
下関市	ない	—	×	胞衣としては許可している
高松市	ない	—	○	火葬業務マニュアルにて対応
松山市	ない	—	×	—
高知市	ない	—	×	—
北九州市	ない	—	×	産汚物については、斎場条例に規定あり
福岡市	ない	—	○	—
大牟田市	ない	—	×	—
長崎市	ない	—	○	長崎市もみじ谷葬斎場条例
佐世保市	ない	—	○	佐世保市斎場条例
熊本市	ない	—	○	熊本市斎場条例
大分市	ない	—	×	産汚物としては受け付けている
宮崎市	ない	—	○	宮崎市葬祭センター条例
鹿児島市	ない	—	○	鹿児島市立斎場条例
集計	ある	4	○	35
	ない	53	×	19
			△	3

都道府県	設問3. 感染性産業廃棄物又は感染性一般廃棄物を業の範囲としている廃棄物処理業者（収集運搬業者及び中間処理業者をいう。）が、当該特別管理廃棄物処理業の業務として妊娠4か月（12週）未満の中絶胎児を取り扱うことがありますか。			設問4. 妊娠4か月（12週）未満の中絶胎児の取扱いについて、廃棄物担当課において行っている指導等の対応がありますか。			
		収運業者数	中間処理業者数		具体的内容		
北海道	ない	0	0	はい	妊娠4か月未満の中絶された胎児は、道条例（北海道胞衣及び産わい物処理条例）に基づく「産わい物」に該当するものとして運用していることから、条例に基づく適正処置及び許可業者への委託等について、道立保健所、保健所設置市及び医師会を通じ病院等に指導や周知を行っている。		
青森県	ある	1	1	はい	住民より問い合わせがあった場合、火葬をして、埋葬するように指導している市町村が1つある。 (県の廃棄物担当課では特に指導はしていない。)		
岩手県	ある	1	0	いいえ	—		
宮城県	ある	1	1	いいえ	—		
秋田県	不明	—	—	いいえ	—		
山形県	ある	5	1	いいえ	—		
福島県	ある	2	0	いいえ	—		
茨城県	ある	0	2	いいえ	—		
栃木県	ない	0	0	いいえ	—		
群馬県	ある	2	0	いいえ	—		
埼玉県	ない	0	0	いいえ	—		
千葉県	ある	8	2	いいえ	—		
東京都	ない	0	0	いいえ	—		
神奈川県	ない	0	0	いいえ	—		
新潟県	ある	2	0	いいえ	—		
富山県	ない	0	0	いいえ	—		
石川県	ある	7	2	いいえ	—		
福井県	ある	3	3	いいえ	—		
山梨県	ある	1	0	いいえ	—		
長野県	ある	1	0	いいえ	—		
岐阜県	不明	—	—	いいえ	—		
静岡県	ある	3	0	はい	67市町村のうち、1町の廃棄物担当課では、火葬場で処理するよう指導している。		
愛知県	ない	0	0	いいえ	—		
三重県	不明	—	—	いいえ	—		
滋賀県	ある	1	0	いいえ	—		
京都府	ない	0	0	いいえ	—		
大阪府	ない	0	0	いいえ	—		
兵庫県	ある	4	0	いいえ	—		
奈良県	ない	0	0	いいえ	—		
和歌山県	ない	0	0	いいえ	—		
鳥取県	ない	0	0	いいえ	—		
島根県	ない	0	0	いいえ	—		
岡山県	ない	0	0	いいえ	—		
広島県	ない	0	0	いいえ	—		
山口県	ない	0	0	いいえ	—		
徳島県	ない	0	0	いいえ	—		
香川県	ある	1	1	いいえ	—		
愛媛県	不明	—	—	いいえ	—		
高知県	ある	3	0	いいえ	—		
福岡県	ない	0	0	いいえ	—		
佐賀県	ある	7	2	いいえ	—		
長崎県	ある	5	0	いいえ	—		
熊本県	不明	—	—	いいえ	—		
大分県	ない	0	0	いいえ	—		
宮崎県	ない	0	0	いいえ	—		
鹿児島県	ない	0	0	いいえ	—		
沖縄県	ある	4	1	いいえ	—		
集計	ある	21	取扱うことがある 収運業者数	取扱うことがある 中間処理業者数	はい	3	具体的内容の内訳
	ない	21			いいえ	44	
	不明	5			62	16	
胞衣（えな）条例に基づく指導 1 火葬場で取扱うよう指導 2							

保健所設置市	設問3. 感染性産業廃棄物又は感染性一般廃棄物を業の範囲としている廃棄物処理業者（収集運搬業者及び中間処理業者をいう。）が、当該特別管理廃棄物処理業の業務として妊娠4か月（12週）未満の中絶胎児を取り扱うことがありますか。		設問4. 妊娠4か月（12週）未満の中絶胎児の取扱いについて、廃棄物担当課において行っている指導等の対応がありますか。		具体的内容		
	収運業者数	中間処理業者数					
旭川市	ある	4	2	いいえ	—		
札幌市	ない	0	0	いいえ	—		
函館市	ない	0	0	いいえ	—		
小樽市	ない	0	0	いいえ	—		
仙台市	ない	0	0	いいえ	—		
秋田市	ない	0	0	いいえ	—		
郡山市	ない	0	0	いいえ	—		
いわき市	ない	0	0	いいえ	—		
宇都宮市	ない	0	0	いいえ	—		
さいたま市	ない	0	0	いいえ	—		
川崎市	ない	0	0	いいえ	—		
千葉市	不明	—	—	いいえ	—		
船橋市	ある	2	1	いいえ	—		
横浜市	ない	0	0	はい	神奈川県条例（えなその他出産に伴う産あい物処理業者条例）に基づく許可業者に処理を委託するよう促している。		
川崎市	ない	0	0	いいえ	—		
横須賀市	ない	0	0	いいえ	—		
相模原市	ない	0	0	いいえ	—		
新潟市	ない	0	0	いいえ	—		
富山市	ない	0	0	いいえ	—		
金沢市	ない	0	0	いいえ	—		
長野市	ある	1	0	いいえ	—		
岐阜市	ある	1	0	いいえ	—		
静岡市	不明	—	—	はい	市の斎場で火葬できる旨の指導		
浜松市	ない	0	0	はい	医療関係機関に対し、市の斎場会館での処理を指導		
名古屋市	ある	1	0	いいえ	—		
豊田市	ない	0	0	いいえ	—		
豊橋市	ない	0	0	いいえ	—		
岡崎市	ない	0	0	いいえ	—		
京都市	不明	—	—	いいえ	—		
大阪市	ない	0	0	いいえ	—		
堺市	ない	0	0	いいえ	—		
東大阪市	ない	0	0	いいえ	—		
高槻市	ない	0	0	いいえ	—		
神戸市	ない	0	0	いいえ	—		
姫路市	ない	0	0	いいえ	—		
尼崎市	ある	1	0	いいえ	—		
西宮市	ある	1	0	いいえ	—		
奈良市	ない	0	0	いいえ	—		
和歌山市	ない	0	0	いいえ	—		
岡山市	ある	1	0	いいえ	—		
倉敷市	ない	0	0	いいえ	—		
広島市	不明	—	—	いいえ	—		
呉市	不明	—	—	いいえ	—		
福山市	ない	0	0	いいえ	—		
下関市	ない	0	0	いいえ	—		
高松市	ない	0	0	いいえ	—		
松山市	ない	0	0	いいえ	—		
高知市	ない	0	0	いいえ	—		
北九州市	不明	—	—	いいえ	—		
福岡市	ない	0	0	いいえ	—		
大牟田市	ない	0	0	いいえ	—		
長崎市	ある	10	0	いいえ	—		
佐世保市	不明	—	—	いいえ	—		
熊本市	ない	0	0	いいえ	—		
大分市	ある	2	1	いいえ	—		
宮崎市	ある	1	0	いいえ	—		
鹿児島市	ない	0	0	いいえ	—		
集計	ある	11	取扱うことがある 収運業者数	取扱うことがある 中間処理業者数	はい	3	具体的内容の内訳
	ない	39			いいえ	54	
	不明	7	25	4			

環廃産発第041012003号

平成16年10月12日

各都道府県・各保健所設置市
廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室長



妊娠4か月（12週）未満の中絶胎児の取扱いに関する調査結果等について

標記については、平成16年7月26日付け事務連絡により各都道府県・各保健所設置市あて調査依頼したところであるが、調査結果がまとまったので別紙1のとおりお知らせする。

今回の調査結果を踏まえ、厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長から別紙2のとおり各都道府県・各保健所設置市の母子保健主管部（局）長あて通知されているので、同通知を参考にして、妊娠4か月（12週）未満の中絶胎児の適切な取扱いが行われるよう、管下の廃棄物処理業者等に対し、さらに都道府県にあっては市町村廃棄物行政主管課に対し周知するようお願いする。